

## 静岡市発注工事におけるICT活用工事の推進に関する試行方針

### 1 ICT活用を推進する工種

国土交通省におけるICTの全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、現場の生産性向上を図るため、静岡市建設局及び都市局が発注する建設工事において、以下のとおりICT活用の推進を図るものとする。なお、運用にあたっては、別に定める試行要領により実施するものとする。

#### 1-1 ICT活用を推進する工事

静岡市建設局及び都市局が発注する建設工事における下記の工種とする。

- (1) 土工（当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。）
  - ・河川土工、道路土工
  - ・作業土工（床掘）
- (2) 舗装工（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。）
  - ・不陸整正工
  - ・下層路盤工
  - ・上層路盤工（加熱瀝青安定処理材は除く）
  - ・切削オーバーレイ工
  - ・路面切削工
- (3) 地盤改良工（当該工種のICT活用工事を「ICT地盤改良工」という。）
  - ・路床安定処理工
  - ・固結工（中層混合処理）
  - ・固結工（スラリー攪拌工）
- (4) 法面工（当該工種のICT活用工事を「ICT法面工」という。）
  - ・植生工
  - ・吹付工（コンクリート、モルタル）
  - ・吹付法枠工
- (5) 付帯構造物設置工（当該工種のICT活用工事を「ICT付帯構造物設置工」という。）
  - ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工
  - ・基礎工（護岸）
  - ・暗渠工、管渠工
  - ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝等）
  - ・縁石工（縁石、アスカーブ）
- (6) 構造物工
  - ・擁壁工（重力式擁壁、L型擁壁）

### 2 実施体制

ICT活用の推進にあたっては、静岡市が一体となって取組む体制を整備し、ICT活用の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、発注担当課へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

なお、実施体制の整備にあたっては、「i-Construction コンソーシアム推進協議会」及び「ふじのくに i-Construction 推進支援協議会」からの情報を活用し、技術職員の技術力向上に向けた措置を講ずるものとする。

### 3 ICT活用の推進を図るための措置

#### 3-1 ICT活用工事

##### 3-1-1 土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工・構造物工

ICT活用工事とは、次に示す施工プロセスにおいてICTを全面的に活用する工事である。ただし、本市においてはICT活用工事の普及を目指す目的から、何れかの施工プロセスの実施でもICT活用工事とみなす。

- ①起工測量
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④出来形管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

##### 3-1-2 実施手続き及び必要な経費の計上

静岡市が発注する建設工事においては、原則、公告文及び施工条件明示事項において、ICT活用工事の適用対象であることを明示する。

ICT活用工事を実施する場合、必要な経費を計上する。

##### 3-1-3 工事成績評価における評価

ICT活用工事を実施した場合は、工事成績評価の「創意工夫：ICT・その他」項目において加点評価するものとする。

### 4 ICT活用推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICTを導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

#### 4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

#### 4-2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。

令和2年 4月 1日施行

令和2年 10月 13日改定

令和5年 4月 1日改定

令和6年 4月 1日改定